

[令和5年5月24日改正、9月21日施行]

《173～180, 183 並》「役員使用人等に対する指導、勧告、処分に関する規則」一部改正

新	旧
<p>第1条 (略)</p> <p>(規律委員会)</p> <p>第2条 定款第45条第1項の規律委員会(以下「委員会」という。)は、前条の目的を達成するための機関とする。</p> <p>(調査及び事情説明等)</p> <p>第3条 本会は、第1条の目的を達成するために必要なときは、会員等又はその役員使用人等に対し、期限を定めて報告若しくは資料の提出を求め、又は調査することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(調査に対する協力義務)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 会員は、仲介業者に、前条の報告若しくは資料の提出又は調査に対し、全面的に協力させるものとする。</p> <p>(削る。)</p> <p>(指導等の対象行為)</p> <p>第5条 会員等の役員使用人等に対する指導等の対象行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(指導及び勧告の種類及び措置)</p> <p>第6条 本会が行う会員等の役員使用人等に対する指導及び勧告は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 指 導</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(綱紀委員会、外務員登録等資格委員会)</p> <p>第2条 定款第46条第1項の綱紀委員会(以下「委員会」という。)及び定款第48条第1項の外務員登録等資格委員会(以下「資格委員会」という。)は、前条の目的を達成するための機関とする。</p> <p>(調査及び事情説明等)</p> <p>第3条 本会は、第1条の目的を達成するために必要なときは、会員等又はその役員使用人等に対し、期限を定めて報告若しくは資料の提出を求め、又は調査することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(調査に対する協力義務)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 会員は、仲介業者に前条の報告若しくは資料の提出又は調査に対し、全面的に協力させるものとする。</p> <p>(指導及び勧告の種類及び措置)</p> <p>第5条 本会が行う会員等の役員使用人等に対する指導及び勧告は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 指 導</p> <p>第6条第4号に該当する行為が認められた場合には、書面による嚴重注意を行う。</p> <p>(2) 勧 告</p> <p>第6条第4号に該当する行為において重大な過失が認められた場合又は前号の指導を受けた後再び同号の指導の対象となる行為が認められた場合には、書面による改善勧告を行う。</p> <p>(指導等の対象行為)</p> <p>第6条 会員等の役員使用人等に対する指導等の対象行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>前条第4号に該当する行為が認められた場合には、書面による嚴重注意を行う。</u></p> <p>(2) <u>勸告</u></p> <p><u>前条第4号に該当する行為において重大な過失が認められた場合又は前号の指導を受けた後再び同号の指導の対象となる行為が認められた場合には、書面による改善勸告を行う。</u></p> <p>(処分の種類及び措置)</p> <p>第7条 本会は、会員等の役員使用人等において、<u>第5条第1号から第3号までに該当する行為が認められた場合又は前条第2号の勸告後再び同号の勸告の対象となる行為が認められた場合には、当該役員使用人等に対し、その内容に応じて以下の処分を行う。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>第2章 会員の役員使用人等に対する指導等に係る手続き等</p> <p>(違反等行為の届出)</p> <p>第8条 会員は、その役員使用人等に<u>第5条に該当する行為</u>(以下「違反等行為」という。)があったと判明したときは、その内容を記載した別紙1の届出書を速やかに本会に提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第9条～第10条 (略)</p> <p>(聴聞の手続き)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>聴聞の当事者は、次に掲げる者とする。</u></p> <p>(1) <u>指導等の対象者が</u>会員等の役員使用人であるときは、在籍する会員又は在籍する仲介業者及び当該仲介業者の所属商品先物取引業者(法第240条の3第1項第4号に規定する「所属商品先物取引業者」をいう。以下この規則において同じ。)並びに当該役員使用人</p> <p>(2) <u>指導等の対象者が</u>(1)以外のときは、当該役員使用人等</p> <p>4 <u>本会は、聴聞に先立ってあらかじめ、当事者に対し、予定される指導等の内容を通知した上で聴聞を行うものとする。</u></p> <p>5 当事者は、聴聞の期日に出席して、弁明し、意見を述</p>	<p>(処分の種類及び措置)</p> <p>第7条 本会は、会員等の役員使用人等において、<u>前条第1号から第3号までに該当する行為が認められた場合又は第5条第2号の勸告後再び同号の勸告の対象となる行為が認められた場合には、当該役員使用人等に対し、その内容に応じて以下の処分を行う。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>第2章 会員の役員使用人等に対する指導等に係る手続き等</p> <p>(違反等行為の届出)</p> <p>第8条 会員は、その役員使用人等に<u>第6条に該当する行為</u>(以下「違反等行為」という。)があったと判明したときは、その内容を記載した別紙1の届出書を速やかに本会に提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第9条～第10条 (略)</p> <p>(聴聞の手続き)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>当事者は</u>次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 会員等の役員使用人であるときは、在籍する会員又は在籍する仲介業者及び当該仲介業者の所属商品先物取引業者(法第240条の3第1項第4号に規定する「所属商品先物取引業者」をいう。以下この規則において同じ。)並びに当該役員使用人</p> <p>(2) (1)以外のときは、当該役員使用人等</p> <p>(新設)</p> <p>4 当事者は、聴聞の期日に出席して、弁明し、意</p>

新	旧
<p>べ、証拠書類等を提出し、又は主宰者の許可を得て本会の職員に対し質問を発することができる。</p>	<p>見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て本会の職員に対し質問を発することができる。</p>
<p>6 (略)</p>	<p>5 (略)</p>
<p>7 (略)</p>	<p>6 (略)</p>
<p>8 聴聞の手続きについて、その他必要と認められる事項は、<u>細則に定めるところによる。</u></p>	<p>7 聴聞の手続きについて、その他必要と認められる事項は<u>細則に定めるところとする。</u></p>
<p>9 第7条第1号及び第2号に規定する処分の手続きについては、<u>行政手続法（平成5年法律第88号）の定めるところによる。</u></p>	<p>8 <u>本会は、第7条第1号及び第2号に規定する処分の手続きについては行政手続法（平成5年法律第88号）の定めるところとする。</u></p>
<p>(審議等)</p>	<p>(審議等)</p>
<p>第12条 会長は、前条の規定により聴聞の手続きを行った結果、違反等行為に該当すると認めたときは、<u>執るべき指導等の内容についての意見を付した上で、当該役員使用人等の指導等の審議を委員会の委員長に要請する。</u></p>	<p>第12条 会長は、前条の規定により聴聞の手続きを行った結果、違反等行為に該当すると認めたときは、当該役員使用人等の指導等の審議を委員会の委員長に要請する。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 <u>委員会は、前項の審議の結果、前条第4項により当事者に通知した予定される指導等の内容より当事者に不利益となる指導等の内容が適当と認めたときは、会長に聴聞の再開を要請することができる。ただし、当事者が聴聞の再開を希望しないときはこの限りでない。</u></p>	<p>3 (新設)</p>
<p>(指導又は勧告の実施等)</p>	<p>(指導又は勧告の実施等)</p>
<p>第13条 委員会は、前条の審議の結果、<u>第6条に定める指導又は勧告が適当であると決定したときは、その執行を会長に要請する。</u></p>	<p>第13条 委員会は、前条の審議の結果、<u>第5条に定める指導又は勧告が適当と認めたときは、委員会の議決によりその執行を会長に要請する。</u></p>
<p>2 会長は、前項の要請を受け、<u>第6条第1号又は第2号の規定に基づき指導又は勧告を執行する。</u></p>	<p>2 会長は、前項の要請を受け、<u>第5条第1号又は第2号の規定に基づき指導又は勧告を執行する。</u></p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>(処分の決定、措置及び役員使用人等への通知)</p>	<p>(処分の決定、措置及び役員使用人等への通知)</p>
<p>第14条 委員会は、第12条の審議の結果、第7条第1号に定める処分が適当であると認めたときは、<u>会長に対し、理事会における審議を要請する。</u> (削る。)</p>	<p>第14条 委員会は、第12条の審議の結果、第7条第1号に定める処分が適当と認めたときは、<u>資格委員会に対しその審議を要請する。</u></p>
<p>2 委員会は、第12条の審議の結果、第7条第2号、第3号又は第4号に定める処分が<u>適当であると決定したときは、その執行を会長に要請する。</u></p>	<p>2 <u>前項の要請を受けた資格委員会の委員長は、資格委員会を招集し、委員会の判断について審議し、第7条第1号の処分を決定したときは、その執行を会長に要請する。</u></p>
<p>3 会長は、第1項の要請を受けたときは、<u>理事会を招集</u></p>	<p>3 委員会は、第12条の審議の結果、第7条第2号、第3号又は第4号に定める処分を決定したときは、<u>委員会の議決によりその執行を会長に要請する。</u> (新設)</p>

新	旧
<p><u>し、委員会の判断について審議する。</u></p> <p>4 <u>会長は、理事会が前項の審議により第7条第1号の処分を決定したとき、又は第2項（第7条第2号の処分に限る。）の要請を受けたときは、速やかにこれを執行するとともに、当該役員使用人等が在籍する会員及び届出会員に対して、処分の内容を通知する。</u></p> <p>5 <u>会長は、第2項（第7条第3号又は第4号の処分に限る。）の要請を受けたときは、処分を執行する前に、あらかじめ当該役員使用人等及びこれらが在籍する会員に対して、処分の内容、不服申立ての期限、不服申立ての方法等の手続きを書面により通知する。</u></p> <p>6 <u>会長は、委員会が第12条の審議の結果、指導等を行わないことを決定したとき、又は理事会が第3項の審議の結果、第7条第1号に定める処分を行わないことを決定したときは、速やかに当該役員使用人等、これらが在籍する会員及び届出会員に対し、その旨及びその理由を書面により通知するものとする。</u></p> <p>（不服申立て等及び処分の執行等）</p> <p>第15条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 会長は、当該役員使用人等から第2項に定める不服申立てがなかった場合、又は不服申立てがあった場合であっても前項の再審査において処分が決定された場合には、<u>速やかにこれを執行するとともに、この旨を当該役員使用人等が在籍する会員及び届出会員に対して通知するものとする。</u></p> <p>6 <u>委員会は、前項の規定により決定した処分の対象となった役員使用人等の違反等行為について、当該役員使用人等が在籍する又は<u>在籍した</u>会員の管理責任を問うべきものと判断したときは、所要の措置を講ずる。</u></p> <p>7～8 （略）</p> <p>第16条～第24条 （略）</p> <p>（指導又は勧告の実施等）</p> <p>第25条 委員会は、第12条の審議の結果、<u>第6条に定める指導又は勧告が適当であると決定した</u>ときは、その執行を会長に要請する。</p> <p>2 会長は、前項の要請を受け、<u>第6条第1項又は</u></p>	<p>4 <u>第2項又は前項（第7条第2号の処分に限る。）の要請を受けた会長は、直ちにこれを執行するとともに、この旨を当該役員使用人等が在籍する会員及び届出会員に対して、処分の内容を通知する。</u></p> <p>5 <u>第3項（第7条第3号又は第4号の処分に限る。）の要請を受けた会長は、処分を執行する前に、あらかじめ当該役員使用人等及びこれらが在籍する会員に対して、処分の内容、不服申立ての期限、不服申立ての方法等の手続きを書面により通知する。</u></p> <p>6 <u>本会は、処分しないことを決定したときは、直ちに当該役員使用人等、これらが在籍する会員及び届出会員に対し、その旨及びその理由を書面により通知するものとする。</u></p> <p>（不服申立て等及び処分の執行等）</p> <p>第15条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 会長は、当該役員使用人等から第2項に定める不服申立てがなかった場合、又は不服申立てがあった場合であっても前項の再審査において処分が決定された場合には<u>直ちにこれを執行するとともに、この旨を当該役員使用人等が在籍する会員及び届出会員に対して通知するものとする。</u></p> <p>6 <u>委員会及び資格委員会は、前項の規定により決定した処分の対象となった役員使用人等の違反等行為について、当該役員使用人等が在籍し又は<u>在籍した</u>会員の管理責任を問うべきものと判断したときは、<u>その事実関係等必要な事項について、定款第45条第1項の規律委員会に報告し、所要の措置を講ずるよう要請する。</u></u></p> <p>7～8 （略）</p> <p>第16条～第24条 （略）</p> <p>（指導又は勧告の実施等）</p> <p>第25条 委員会は、第12条の審議の結果、<u>第5条に定める指導又は勧告が適当と認め</u>たときは、<u>委員会の議決により</u>その執行を会長に要請する。</p> <p>2 会長は、前項の要請を受け、<u>第5条第1項又は</u></p>

新	旧
<p>第2項の規定に基づき指導又は勧告を執行する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(処分の決定、措置及び役員使用人等への通知)</p> <p>第26条 委員会は、第12条の審議の結果、第7条第1号に定める処分が<u>適当であると認め</u>たときは、<u>会長に対し、理事会における審議を要請する。</u> (削る。)</p> <p>2 委員会は、第12条の審議の結果、第7条第2号、第3号又は第4号に定める処分が<u>適当であると決定した</u>ときは、その執行を会長に要請する。</p> <p>3 <u>会長は、第1項の要請を受けたときは、理事会を招集し、委員会の判断について審議する。</u></p> <p>4 <u>会長は、理事会が前項の審議により第7条第1号の処分を決定したとき、又は第2項(第7条第2号の処分に限る。)の要請を受けたときは、速やかにこれを執行するとともに、この旨を当該役員使用人等が在籍する仲介業者、当該仲介業者の所属商品先物取引業者及び届出会員に対して、処分の内容を通知する。</u></p> <p>5 <u>会長は、第2項(第7条第3号又は第4号の処分に限る。)の要請を受けたときは、処分を執行する前に、あらかじめ当該役員使用人等並びにこれらが在籍する仲介業者及び当該仲介業者の所属商品先物取引業者に対して、処分の内容、不服申立ての期限、不服申立ての方法等の手続きを書面により通知する。</u></p> <p>6 <u>会長は、委員会が第12条の審議の結果、指導等を行わないことを決定したとき、又は理事会が第3項の審議の結果、第7条第1号に定める処分を行わないことを決定したときは、速やかに当該役員使用人等、これらが在籍する仲介業者、当該仲介業者の所属商品先物取引業者及び届出会員に対し、その旨及びその理由を書面により通知するものとする。</u></p> <p>(不服申立て等及び処分の執行等)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 会長は、当該役員使用人等から第2項に定める不服申立てがなかった場合、又は不服申立てがあった場合であっても前項の再審査において処分が決定された場合には、<u>速やかにこれを執行すると</u></p>	<p>第2項の規定に基づき指導又は勧告を執行する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(処分の決定、措置及び役員使用人等への通知)</p> <p>第26条 委員会は、第12条の審議の結果、第7条第1号に定める処分が適当と認めたときは、<u>資格委員会に対しその審議を要請する。</u></p> <p>2 <u>前項の要請を受けた資格委員会の委員長は、資格委員会を招集し、委員会の判断について審議し、第7条第1号の処分を決定したときは、その執行を会長に要請する。</u></p> <p>3 委員会は、第12条の審議の結果、第7条第2号、第3号又は第4号に定める処分を決定したときは、<u>委員会の議決によりその執行を会長に要請する。</u> (新設)</p> <p>4 <u>第2項又は前項(第7条第2号の処分に限る。)の要請を受けた会長は、直ちにこれを執行するとともに、この旨を当該役員使用人等が在籍する仲介業者、当該仲介業者の所属商品先物取引業者及び届出会員に対して、処分の内容を通知する。</u></p> <p>5 <u>第3項(第7条第3号又は第4号の処分に限る。)の要請を受けた会長は、処分を執行する前に、あらかじめ当該役員使用人等並びにこれらが在籍する仲介業者及び当該仲介業者の所属商品先物取引業者に対して、処分の内容、不服申立ての期限、不服申立ての方法等の手続きを書面により通知する。</u></p> <p>6 本会は、<u>処分しないことを決定したときは、直ちに当該役員使用人等、これらが在籍する仲介業者、当該仲介業者の所属商品先物取引業者及び届出会員に対し、その旨及びその理由を書面により通知するものとする。</u></p> <p>(不服申立て等及び処分の執行等)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 会長は、当該役員使用人等から第2項に定める不服申立てがなかった場合、又は不服申立てがあった場合であっても前項の再審査において処分が決定された場合には<u>直ちにこれを執行するととも</u></p>

新	旧
<p>ともに、この旨を当該役員使用人等が在籍する仲介業者、当該仲介業者の所属商品先物取引業者及び届出会員に対して通知するものとする。</p> <p>6 委員会は、前項の規定により決定した処分の対象となった役員使用人等の違反等行為について、当該役員使用人等が在籍する又は在籍した仲介業者に管理責任があり、かつ、所属商品先物取引業者が当該仲介業者の商品先物取引仲介に係る違反等行為を防止するための措置が十分でないと判断したときは、所要の措置を講ずる。</p> <p>7～8 (略)</p> <p>第28条～第33条 (略)</p> <p>(秘密保持)</p> <p>第34条 本会の役員、委員会の委員、常設委員会その他の委員会の委員及び職員並びにこれらの職にあった者は、正当な理由なく、役員使用人等の指導等に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、令和5年9月21日から施行する。</u></p>	<p>に、この旨を当該役員使用人等が在籍する仲介業者、当該仲介業者の所属商品先物取引業者及び届出会員に対して通知するものとする。</p> <p>6 委員会及び資格委員会は、前項の規定により決定した処分の対象となった役員使用人等の違反等行為について、当該役員使用人等が在籍し又は在籍した仲介業者に管理責任があり、かつ、所属商品先物取引業者が当該仲介業者の商品先物取引仲介に係る違反等行為を防止するための措置が十分でないと判断したときは、<u>その事実関係等必要な事項について、定款第45条第1項の規律委員会に報告し、所要の措置を講ずるよう要請する。</u></p> <p>7～8 (略)</p> <p>第28条～第33条 (略)</p> <p>(秘密保持)</p> <p>第34条 本会の役員、委員会の委員、<u>資格委員会の委員、規律委員会の委員、常設委員会その他の委員会の委員及び職員並びにこれらの職にあった者は、正当な理由なく、役員使用人等の指導等に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。</u></p> <p>(新設)</p>